

# 保育所入所 のご案内

令和

# 6

年度版

保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育部分）



## おねがい

この案内には、保育所等を利用するにあたっての手続きについて重要なことを記載しています。よくお読みになったうえで必要な手続きを行ってください。

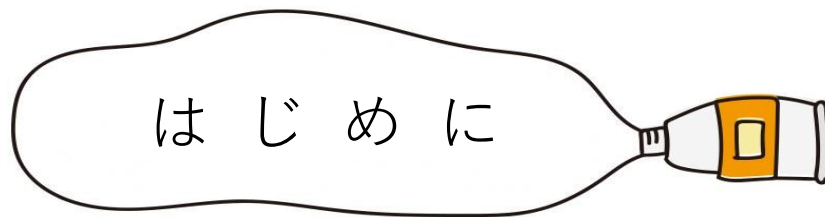
ご案内は大切に保管してください。

### ●案内に関するご質問はこちら

〒349-0215 白岡市千駄野445番地 はぴすしらおか1階

白岡市役所 健康福祉部 こども保育課 保育担当

Tel 0480-92-1111（内線183・184）



## 保育の目的とは

保育所は、保護者（父母）の就労や、病気などの理由により、家庭で保育することができない就学前の児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼児教育や小学校の入学準備として集団生活に慣れさせる目的での入所はできません。

## も く じ

1	はじめに確認いただきたい重要なこと	2
2	市内の保育施設一覧	3
3	令和6年度新規受入予定児童数	5
4	市内の幼稚園一覧（預かり保育事業）	6
5	利用申込の流れ	7
6	支給認定について	8
7	申込時に必要なもの	10
8	保育の必要性を確認するための資料	12
9	育児休業中のかた	14
10	申込受付期間	16
11	利用調整について	17
12	利用者負担額	19
13	白岡市外の保育所等を希望する場合	23
14	白岡市外にお住まいで白岡市内の保育所等を希望の場合	23
15	よくある質問	24
	～各様式～	
	（参考）保育所入所選考基準表	26
	支給認定申請書兼保育所等利用申込書	28
	家庭状況調書	32
	就労証明書	34
	意向確認書	38
	重要事項同意書	40
	家庭保育室等在園証明書	41
	求職活動誓約書	42
	復職証明書	43
	委任状	44

## 1 はじめに確認いただきたい重要なこと

### (1) 令和6年4月入所の受付期間について

詳細は16ページを必ず確認してください。

令和6年度4月入所

#### 【一次受付】

**受付期間：令和5年11月1日（水）から令和5年11月17日（金）まで**

**※ 土・日・祝日を除く**

**受付時間：8時30分から17時15分まで**

※受付場所は、はびすしらおか1階のこども保育課窓口となります。

### (2) ならし保育について

ならし保育は、利用開始日から行います。お子さんの年齢や保育所によって期間や内容が異なりますので保育所に確認してください。家庭や職場等と調整のうえ、利用開始月を検討してください。

### (3) 地域型保育事業所、興善寺保育園を卒園し、3歳以降も保育所希望の場合について

2歳クラスで卒園となり、3歳以降も保育所を希望される場合、申請が必要となります。その際は優先度を高くして利用調整を行いますが、必ず希望する保育所に入所できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) (仮称)白岡みちのこ保育園の開所予定について

(仮称)白岡みちのこ保育園については、令和6年7月開所予定となっておりますことから、令和6年4月からの入所はできませんので、御注意ください。

### (5) 就労証明書について

令和6年度から就労証明書の書式を変更しました。以前の書式のものを提出していただいても差し支えございません。

## 2 市内の保育施設一覧

名称	電話番号	所在地	定員	受入年齢	開所時間※1 (延長保育時間を含む) ※2	
					月～金	土
<b>公立保育所</b>						
西保育所	92-1690	西 6-10-3	71	1歳～就学前	7:00～19:00※3	
千駄野保育所	92-1303	千駄野 880	90	10か月～就学前		
高岩保育所	92-7582	高岩 2227-1	72	1歳～就学前		
<b>私立保育所</b>						
興善寺保育園	31-7109	白岡 972-1	24	満1歳～2歳	7:30～19:00	8:00～15:00
しらおか虹保育園	31-7750	上野田 1252-1	90	6か月～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00
ピノ保育園白岡	90-4152	野牛 643	90	57日目～就学前	7:00～20:00	
はっぴー白岡園	91-0881	西 1-12-4	90	6か月～就学前	7:30～19:00	
うぐす保育園新白岡	91-0880	新白岡 6-12-1	90	57日目～就学前	7:00～19:00	7:30～18:30
白岡みちのこ保育園※5	未定	小久喜 1213-1	90	57日目～就学前	7:00～19:00	
<b>地域型保育事業※4</b>						
フレンドキッズランド新白岡西口園	38-6632	新白岡 7-15-4	19	6か月～2歳	7:30～19:30	7:30～13:30
フレンドキッズランド新白岡東口園	48-7432	新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅前1階	19			
白岡めばえ保育園	93-2065	小久喜 874-1 新和ビル1階	19	4か月～2歳	7:00～20:00	7:30～18:30
はっぴー保育園 白岡駅東口園	93-1881	小久喜 1130 付近	19	6か月～2歳	7:30～19:00	
太陽さんさん白岡園	53-7361	白岡 1138-1	19	2か月～2歳	7:00～18:30	
希望の杜保育園	53-7881	千駄野 1211-1	19	6か月～2歳	7:30～19:00	7:30～15:30

※1 開所時間については、1日当たり利用可能な延長保育時間を含む最大保育時間を示していますが、保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮した必要最小限の時間を保育します。

※2 延長保育を利用した場合、通常の保育料とは別に利用料が発生する場合があります。施設によって保育時間や金額が異なりますので、直接施設へご確認ください。

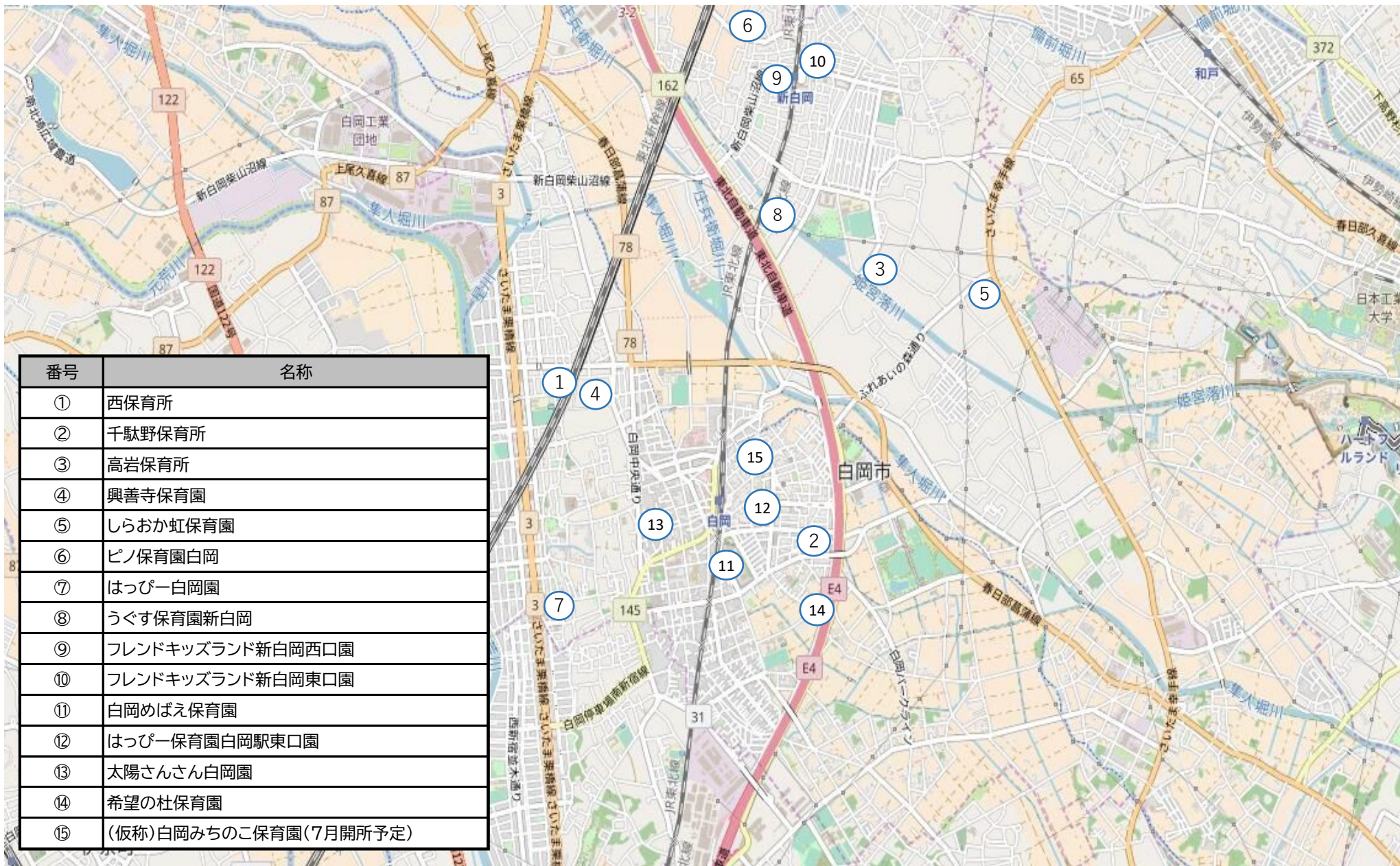
※3 公立保育所の土曜日保育については、千駄野保育所での共同保育となります。西・高岩保育所在籍中の場合は、千駄野保育所への送迎となります。

※4 地域型保育事業は、19人以下の少人数の保育により、0歳から2歳までの乳幼児を預かる施設です。

※5 (仮称)白岡みちのこ保育園は令和6年7月開所予定です。



市内の保育施設案内図



### 3 令和6年度新規受入予定児童数

令和6年度の各保育施設における入所児童数の予定数は以下のとおりです。

(令和5年9月1日：現在)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
西保育所	—	10	2	8	0	0
千駄野保育所	6	9	3	2	0	0
高岩保育所	—	9	3	8	0	0
興善寺保育園		12	0	—	—	—
しらおか虹保育園	12	6	0	1	0	0
ピノ保育園白岡	9	7	0	1	0	0
はッピー白岡園	9	5	0	7	0	2
うぐす保育園新白岡	9	6	3	1	0	0
フレンドキッズランド 新白岡西口園	3	5	0	—	—	—
フレンドキッズランド 新白岡東口園	3	5	0	—	—	—
白岡めばえ保育園	3	6	0	—	—	—
はッピー保育園 白岡駅東口園	3	5	0	—	—	—
太陽さんさん白岡園	3	6	0	—	—	—
希望の杜保育園	6	2	0	—	—	—
(仮称)白岡みちのこ保育園	9	12	15	18	18	18

※1 この数値は令和5年9月1日現在の入所児童数から勘案した見込値です。令和6年度時点での各施設における保育士等の配置により、受入児童数に増減が生じる場合があります。

※2 (仮称)白岡みちのこ保育園については、令和6年7月開所予定です。令和6年4月からの入所はできませんのでご注意ください。



#### 4 市内の幼稚園一覧（預かり保育事業）

白岡市内には4つの私立幼稚園があります。

幼稚園では、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている幼稚園があります。

年間の預かり保育実施日数などは、各園により異なりますので、詳しくは、直接各幼稚園にお問い合わせください。

#### ★ 預かり保育実施概要（令和5年度）

幼稚園名	実施日	開始前	正規の 教育時間等	終了後
興善寺幼稚園	月～金	7:45～8:45	8:45～14:00	14:00～19:00
白岡天使幼稚園	月～金	7:30～8:30	8:30～14:15	14:15～18:30
杉の子幼稚園	月～金	—	8:30～14:00	14:00～17:00
菁莪幼稚園	月～金	7:30～8:30	8:30～14:15	14:15～18:30

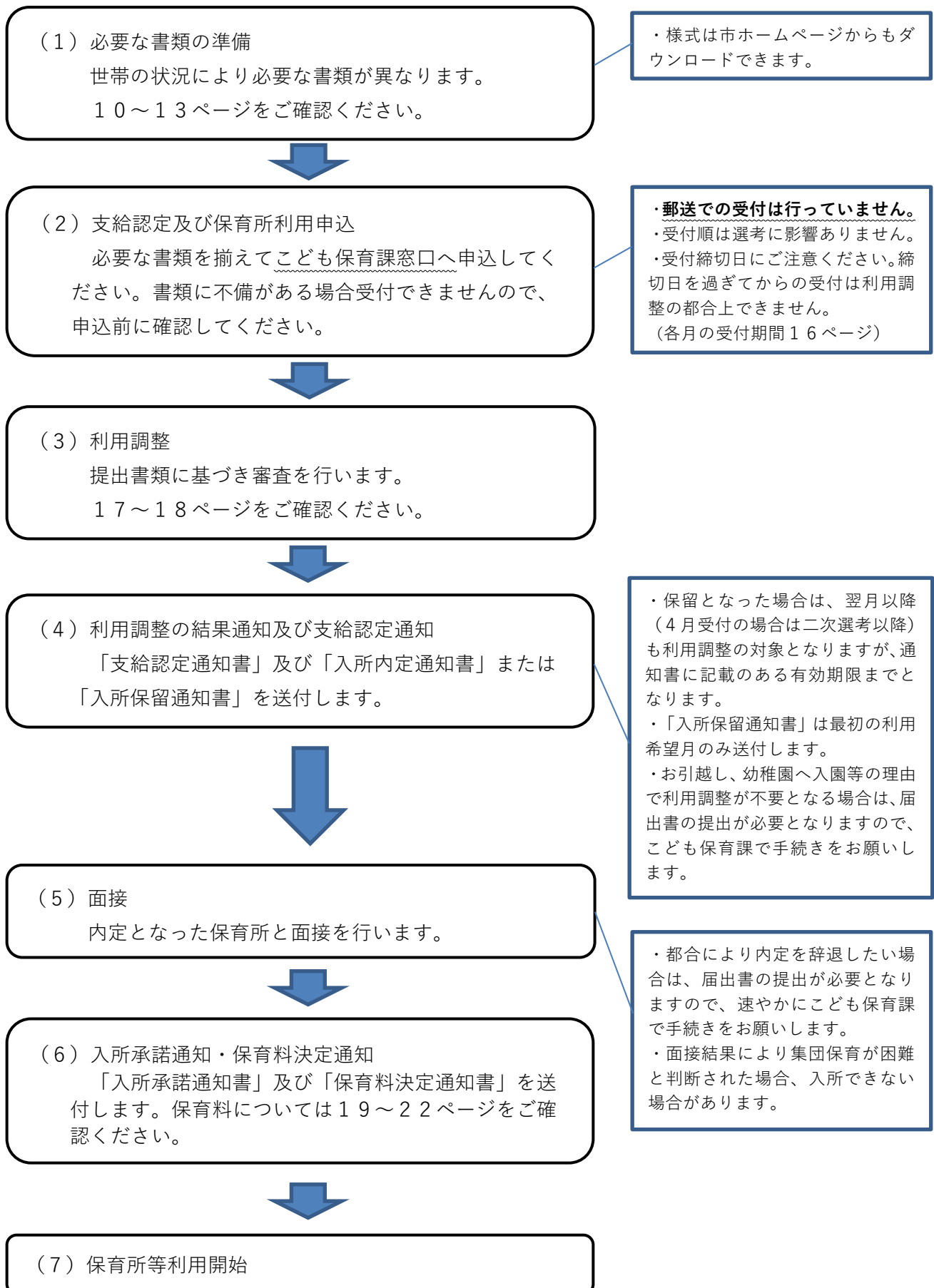
#### ★ 各園のお問合せ先等

幼稚園名	住所	電話番号
興善寺幼稚園	白岡市白岡 972 番地 1	31-7109
白岡天使幼稚園	白岡市小久喜 618 番地 1	90-1621
杉の子幼稚園	白岡市新白岡 5 丁目 2 番 14	92-7286
菁莪幼稚園	白岡市下野田 831 番地 2	92-1309

#### 【市内幼稚園位置図】



## 5 利用申込の流れ





## 6 支給認定について

### (1) 支給認定とは

保育所等の利用を希望する場合に必要な手続きで、保育・教育サービスを受けていくために必要な保育の必要性や必要量を判定するものです。

支給認定申請書の提出があった日から30日以内に支給認定証を交付します。

ただし、4月利用の場合、利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから2月上旬を目安に交付します。

### (2) 支給認定の種類

お子さんの年齢によって認定区分が分かれ、区分により利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで保護者の就労等により保育の必要性があるもの	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで保護者の就労等により保育の必要性があるもの	認定こども園 保育所 地域型保育事業

### (3) 保育の必要量

2号・3号認定は、保育の必要性の事由により「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかとなります。

「保育標準時間」とは、両親ともフルタイム就労を想定しており、1日当たり最長11時間となります。

「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイム（短時間）就労であることを想定しており、1日当たり最長8時間となります。

なお、保育時間については、保護者の勤務時間及び通勤時間を考慮した必要最小限の時間となります。

保育を必要とする事由	保育標準時間 (最長11時間利用)	保育短時間 (最長8時間利用)
①就労（内職・自営を含む）	月120時間以上の労働	月64時間以上の120時間未満の労働
②妊娠・出産	すべてのかたが保育標準時間	*****
③疾病・障がい	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
④介護・看護	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
⑤災害復旧	すべてのかたが保育標準時間	*****
⑥就学	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
⑦求職活動	*****	すべてのかたが保育短時間

⑧児童虐待・DVの恐れ	すべてのかたが保育標準時間	*****
⑨育児休業中の継続利用	*****	すべてのかたが保育短時間

※ 注意事項

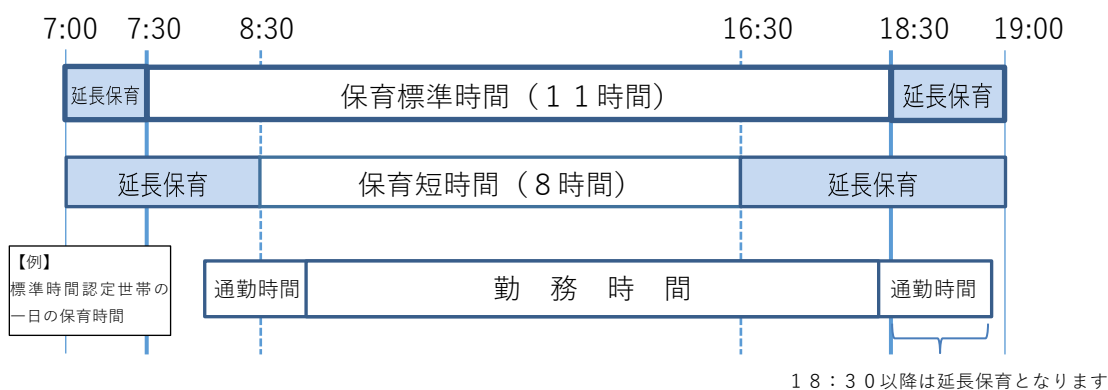
「妊娠・出産」を保育を必要とする事由として、保育所に入所された場合には、入所中に「就労」「就学」「求職活動」の各事由への変更はできません。

(4) 保育時間

「保育標準時間」「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間が異なります。各保育所によって開所時間は異なりますので、施設一覧をご確認ください。

(参考)

7:00～19:00 開所の保育園



※保育時間を超えての利用は「延長保育」となります。

(5) 支給認定の変更

支給認定後、次のような変更があった際には「支給認定変更申請書」または「支給認定変更届出書」、その証明となる書類の提出及び「支給認定証」の返還が必要になります。各様式はこども保育課窓口または市ホームページから取得できます。原則翌月1日付の変更となります。

「支給認定変更申請書」の提出が必要な場合

- 1 保育に必要な事由が変わるとき (就労→育児休業、求職活動→就労など)
- 2 保育の必要量が変わるとき (標準時間→短時間) など

「支給認定変更届出書」の提出が必要な場合

- 1 保護者氏名が変わるとき (結婚・離婚など)
- 2 住所が変わるとき など

※支給認定証を破損したり、紛失したりしている場合は、再発行の申請をしていただく必要があります。その場合は「支給認定通知書再交付申請書」を提出してください。

7 申込時に必要なもの

提出書類 チェック欄	No	必要書類	内 容	関連 ページ								
<input type="checkbox"/> ※必須	①	支給認定申請 書兼保育所等 利用申込書	・入所希望のお子さん1人につき1部	28～31 ページ								
<input type="checkbox"/>	②	マイナンバー	<p>保育所入所申込みの際には、</p> <p>■世帯構成員分の個人番号（マイナンバー）確認書類</p> <p>■申請者の本人確認書類</p> <p>の提示が必要となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要なもの</th> <th>具 体 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号確認書 類</td> <td>個人番号カード、通知カード等 ※無い場合は、受付時にお申し出ください</td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td>次の(1)又は(2)のいずれかが必要です。 (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、 在留カード、特別永住者証明書、障害 者手帳等 のうち1点 (2) 健康保険証、年金手帳、（特別） 児童扶養手当証書、学生証等 のう ち2点</td> </tr> <tr> <td>代理人申請の 場合のみ</td> <td>(1) 法定代理人→戸籍謄本 (2) 任意代理人→委任状又は官公庁か ら本人に対し一に限り交付された書 類 (委任状の様式は43ページにあり ます)。</td> </tr> </tbody> </table>	必要なもの	具 体 例	番号確認書 類	個人番号カード、通知カード等 ※無い場合は、受付時にお申し出ください	本人確認書類	次の(1)又は(2)のいずれかが必要です。 (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、 在留カード、特別永住者証明書、障害 者手帳等 のうち1点 (2) 健康保険証、年金手帳、（特別） 児童扶養手当証書、学生証等 のう ち2点	代理人申請の 場合のみ	(1) 法定代理人→戸籍謄本 (2) 任意代理人→委任状又は官公庁か ら本人に対し一に限り交付された書 類 (委任状の様式は43ページにあり ます)。	28ペー ジ
必要なもの	具 体 例											
番号確認書 類	個人番号カード、通知カード等 ※無い場合は、受付時にお申し出ください											
本人確認書類	次の(1)又は(2)のいずれかが必要です。 (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、 在留カード、特別永住者証明書、障害 者手帳等 のうち1点 (2) 健康保険証、年金手帳、（特別） 児童扶養手当証書、学生証等 のう ち2点											
代理人申請の 場合のみ	(1) 法定代理人→戸籍謄本 (2) 任意代理人→委任状又は官公庁か ら本人に対し一に限り交付された書 類 (委任状の様式は43ページにあり ます)。											
<input type="checkbox"/> ※必須	③	家庭状況調書	・お子さんの状況や世帯の状況などを記入してください。	32、33 ページ								
<input type="checkbox"/> ※必須	④	保育を必要と する理由を証 明する書類 (就労証明書、診 断書等)	・お子さんの父、母、同居する祖父母（65歳未満）のかたそれぞれについて、お子さんの保育を必要とする理由を証明する書類を提出してください。 ※きょうだいで共用可能（一方にはコピーを添付） ※保育を必要とする理由の詳細については12、13ページをご覧ください。	34～37 ページ								
<input type="checkbox"/> ※必須	⑤	意向確認書	・保育所の入所申込みにあたり、保護者様の意向を記入してください。	38、39 ページ								

提出書類 チェック欄	No	必要書類	内 容	関連 ページ
<input type="checkbox"/> ※必須	⑥	同意書	・各項目を確認いただき提出してください。	40 ページ
<input type="checkbox"/>	⑦	課税所得証明書	<p>以下の対象者のみ、提出が必要になります。</p> <p><b>令和5年1月2日以降に白岡市へ転入されたかた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の証明書（4月～8月入所する場合）</li> </ul> <p><b>令和6年1月2日以降に白岡市へ転入されたかた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の証明書（4月～8月入所する場合）</li> <li>・令和6年度の証明書（9月～3月入所する場合）</li> </ul> <p>※転入前の自治体で取得してください。最低限、<u>所得金額、所得控除の内訳、所得割課税額の記載のある証明書</u>が必要です。</p>	19 ページ
<input type="checkbox"/>	⑧	該当者のみ 提出必要	<p>■同居する親族の中に障がいをお持ちのかたがいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し</li> </ul> <p>■生活保護世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生活保護受給証の写し</li> </ul> <p>■離婚調停中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭裁判所からの呼出状や調停期日通知書など調停中であることが分かる書類の写し</li> </ul> <p>■お子さんが認可外保育施設等に通っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭保育室等在園証明書</li> </ul> <p>※有償で、1日4時間以上かつ週4日以上委託している場合から対象となります。</p>	41 ページ



## 8 保育の必要性を確認するための資料

保育の利用を希望する場合、保育の必要性、必要量を確認するために、その証明となる書類を提出してください。証明書類は、**原則3か月以内**に作成されたものに限り、内容に虚偽があった場合は、入所を取消す場合があります。

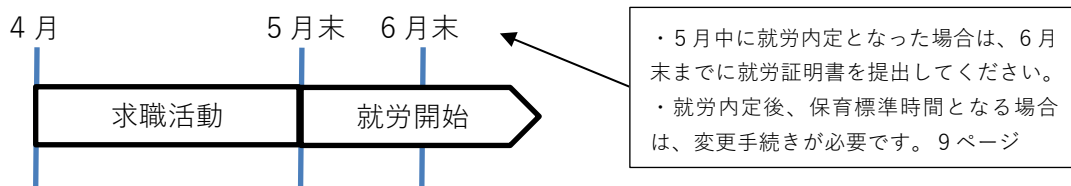
保護者の状況			必要なもの	保育期間
項目	事由	内容		
①	就労	就労することを常態としていて、1か月当たり <b>1日4時間以上かつ週4日以上</b> の <b>合計64時間以上※1</b> の労働に従事している場合	「就労証明書」（様式は34～37ページ） ※産休中または育休中のかたも提出してください。	最長小学校就学前まで
	就労(自営)	自営のかたや勤務先の経営者が自身または親族のかたは、 <b>加えて</b> 右記のものも併せて添付	直近1か月分の売上明細表など仕事内容と実績(売上・収入)がわかる書類(最新分の確定申告書・給与明細等でも可)  ※営業初年度の場合、「営業許可書・開業届・受注表等」営業していることがわかる書類	
②	妊娠、出産	出産予定月をはさんで2か月前から2か月後までにある場合	出産予定の場合は、「母子健康手帳」の表紙及び出産予定日記載ページの写し	5か月
③	保護者の疾病、障がい等	保護者が病気やケガのため、または心身に障がいがある場合	「診断書」 疾病名、療養(入院・通院)期間、保育ができない理由の記載があるもの	疾病・障がいのため保育を必要とする期間
④	親族の介護、看護	親族を介護または看護している場合	「診断書」、「手帳」等	介護・看護のため保育を必要とする期間
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている場合	「罹災証明書」	復旧に当たっている期間
⑥	就学	学校または職業訓練校等に在学している場合(趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外)	(保育を必要とする期間の)「就学証明書」または「学生証」及び「時間割表」	保護者の卒業予定日まで

保護者の状況			必要なもの	保育期間
項目	事由	内容		
⑦	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	「求職活動誓約書」（様式は42ページ） ※就労が内定している場合は「就労証明書」（様式は34～37ページ）	2か月※2
⑧	虐待やDVのおそれがある場合		「申立書」	虐待・DVのため保育を必要とする期間

※1 1日4時間以上かつ週4日以上計64時間以上の条件を満たさない場合は、就労に該当しません。ただし、入所後条件を満たすように就労時間を変更する希望がある場合は、⑦の求職活動を事由に申込となります。

※2 入所後2か月以内に就労開始できなかった場合は、退所となります。就労内定後、翌月末までに就労証明書を提出してください。

（4月入所イメージ）



## 9 育児休業中のかた

### (1) 申請について

育児休業から同じ職場に復帰する場合、職場復帰日により入所希望可能月が異なります。

入所希望月	4月入所希望		5月以降入所希望	
復帰日	5月第3週までに復帰		月の第3週までに復帰	月の第3週以降に復帰
申込時期	11月の一斉受付で申込み		復帰月の前月の1日(初日)から入所希望可能	復帰月の1日(初日)から入所希望可能
※入所希望前月10日までに申込み				

#### 注意

職場復帰日までに復帰できない場合は入所を取消す場合があります。また、育児休業終了日より前に保育所へ入所を希望する場合は、入所後に復職証明書の提出が必要です。復職月の翌月末までに提出してください。様式は43ページにあります。

### (2) 育児休業取得中の継続入所について

育児休業取得時における在園児の保育認定については、下記のすべての要件を満たす場合に「保育の必要な事由」として認定します。

#### 【要件】

- ① 入所時の保育の必要な事由が「妊娠・出産」ではないこと。
- ② 子どもの発達上の環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられるなど、児童福祉の観点から必要と認められること。
- ③ 保護者の育児休業取得中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復帰が決まっていること。

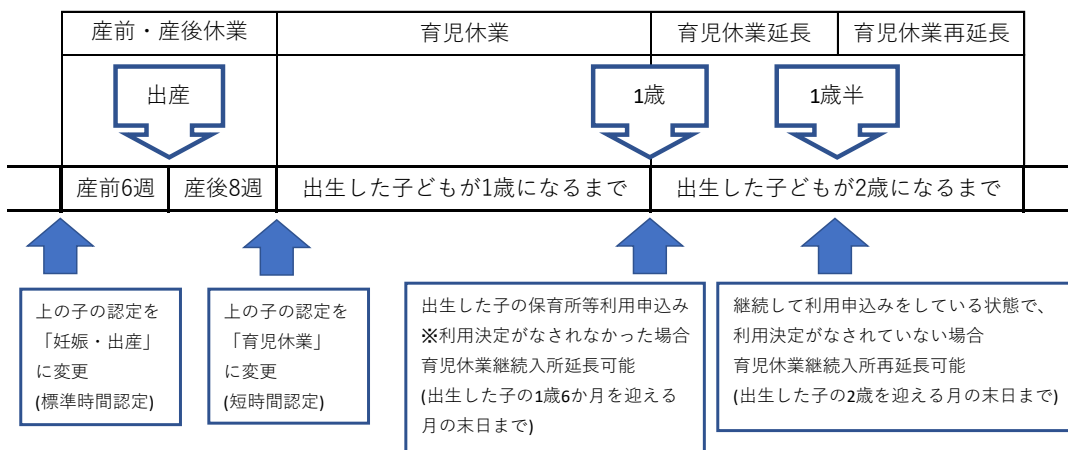
※ 万が一、元の会社に戻らないと判明した場合、または復職しない(していない)ことが判明した場合は、利用内定後は内定取り消し、利用開始後は利用の解除(退所、退園)となります。

#### 【継続期間】

出生した子どもが1歳に到達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までとなります。ただし、育児休業終了により出生した子どもの施設利用の申込みをしたにもかかわらず保留となった場合は当該年度の末日まで在籍することが可能です。

また、継続して利用申込をしている状態で1歳6か月を迎える月の末日まで利用決定がされていない状態である場合は、2歳の誕生日の末日まで継続利用の再延長が可能となります。

#### 【参考】 育児休業による継続入所イメージ図



### 【特例】

すでに保育所に在籍している上のお子さんが次年度年長児（5歳児クラス）の場合は、育児休業対象のお子さんが保育所の利用申込をしたが保留となってしまう育児休業を延長したとしても卒園まで利用できます。

※育児休業中の保育必要量は短時間となります。育児休業前の保育必要量が標準時間であった場合は、変更手続きが必要です。9ページ



## 10 申込受付期間（令和6年度入所）

必要書類（10～13ページ）をそろえてこども保育課窓口へ申してください。郵送での受付は行っていませんのでご注意ください。

(1) 令和6年4月入所希望の場合 ※二次受付は一次受付審査後の残り枠での利用調整となります。

一次受付	令和5年11月1日（水）から令和5年11月17日（金）まで ◆入所可否結果は、2月上旬にご案内予定です。
二次受付	令和5年11月20日（月）から令和6年1月31日（水）まで ◆入所可否結果は、2月下旬にご案内予定です。

(2) 令和6年5月以降入所希望の場合

入所希望月の前月10日まで（土・日、祝日の場合は前日まで）に提出してください。

	入所（園）月	申込受付締切日	備考
受付期間	令和6年5月	4月10日(水)	(仮称)白岡みちのこ保育園に係る開所前の入所審査期間
	令和6年6月	5月10日(金)	
	令和6年7月	6月10日(月)	
	令和6年8月	7月10日(水)	
	令和6年9月	8月9日(金)	
	令和6年10月	9月10日(火)	
	令和6年11月	10月10日(木)	
	令和6年12月	11月8日(金)	
	令和7年1月	12月10日(火)	
	令和7年2月	1月10日(金)	
令和7年3月	2月10日(月)		
入所可否結果	入所希望月の前月15日から20日頃		

(参考) 令和6年度入所の最長入所期間

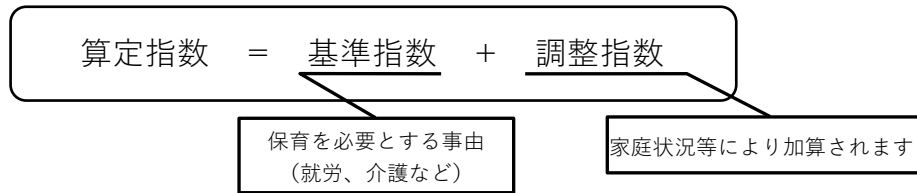
4月1日の年齢	入所時期	就学前まで	2歳児クラスまで
0歳	令和6年4月1日	令和12年3月31日	令和9年3月31日
1歳		令和11年3月31日	令和8年3月31日
2歳		令和10年3月31日	令和7年3月31日
3歳		令和9年3月31日	*****
4歳		令和8年3月31日	*****
5歳		令和7年3月31日	*****

※保育を必要とする理由により、入所期間は異なります。

## 1.1 利用調整について

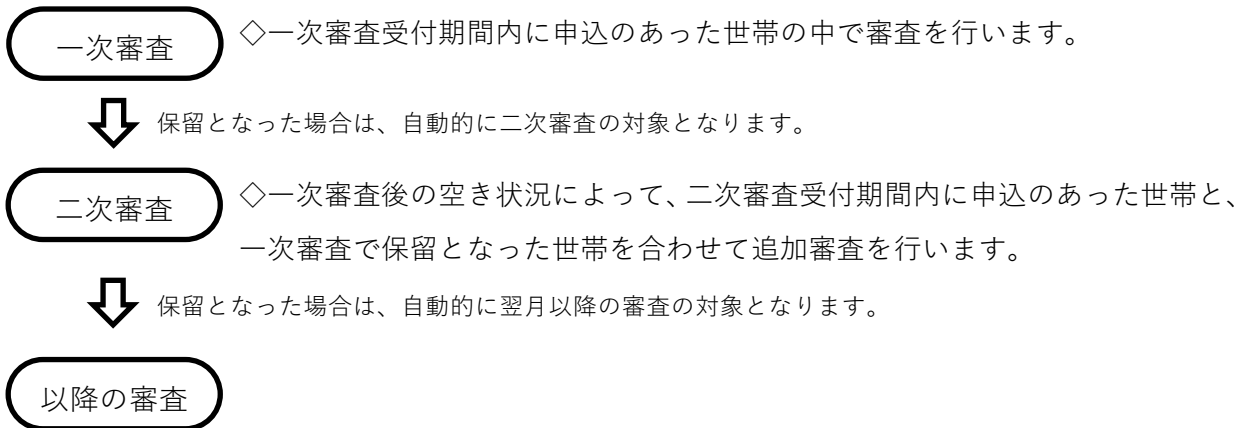
### (1) 利用調整とは

保育所への入所決定の適正化を図るため、申込順ではなく、家庭でどのくらい保育を必要としているのか（就労状況、家庭状況等）を「保育所入所選考基準表（26、27ページ）」に基づき数値化し、算定指数の高いかたから入所を決めています。算定指数が同一点数で並ぶ場合は、同一点数時の優先順位をもとに決定します。定員の状況によって入所できない場合や第2希望以降の保育所に入所していただく場合がありますので、ご承知ください。

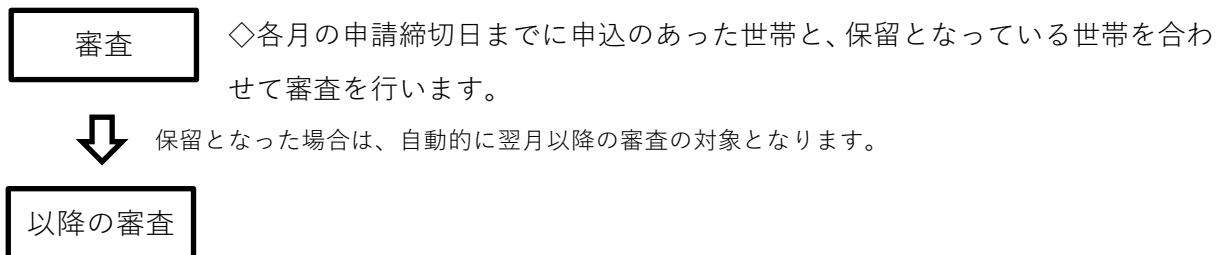


### (2) 利用調整の流れ

#### ① 4月入所の場合



#### ② 5月以降入所の場合



※転所希望届出を提出している世帯も同様に審査対象となります。

※保留となった場合、審査の対象となるのは令和7年3月31日までとなります。ただし、求職活動、出産での申込の場合は、認定期間内に限ります。令和7年4月1日以降も保育所の利用を希望する場合には、改めて申込が必要となります。

### (3) 利用調整の方法

- ・「第1希望だから有利」ということはありませんので、希望する順番に記入してください。
- ・利用希望施設に記載のない保育所へのご案内はできませんのでご注意ください。

#### 利用調整の例

・ A 保育所（定員1） B 保育所（定員1） C 保育所（定員1） に対して申込が5件あった場合

	指数	希望施設			内定	
		第1希望	第2希望	第3希望		
世帯㊦	26	B	A	C	B	→B 保育所が埋まります。
世帯㊧	22	B	-	-	保留	
世帯㊨	21	B	A	C	A	→A 保育所が埋まります。
世帯㊩	20	A	B	-	保留	
世帯㊪	16	A	C	B	C	→C 保育所が埋まります。

あくまでも、世帯ごとの指数の高さにより、内定先を決定します。

- ☞世帯㊦は、指数が最も高いため、どこの施設でも利用可能です。世帯の希望を考慮し、内定先は B 保育所となります。
- ☞世帯㊧は、指数は高い状況ですが、利用可能な A 保育所、C 保育所を希望していないため保留となります。
- ☞世帯㊧に内定を行うために、世帯㊦の内定先を A 保育所に変更することはありません。
- ☞世帯㊩は、A 保育所を第1希望としていますが、世帯㊨が保育の必要性において優先されるため希望順にかわりなく、世帯㊨が内定となります。また、定員にまだ空きのある C 保育所を希望していないため、利用不可となります。
- ☞世帯㊪は、世帯㊩より保育の必要性において優先度が低いですが、C 保育所の定員に空きがあるため、内定先は C 保育所となります。

## 1 2 利用者負担額

### (1) 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の収入やお子さんの年齢、きょうだいの人数等により決定し、毎月お支払いいただきます。月々の利用者負担額は、登園日ではなく在籍日で決定します。

また、施設や事業者の判断によって、市が定める保育料のほかに、教育・保育の質の向上に充てるための費用の徴収（上乗せ徴収）や文房具代・制服代などの徴収（実費徴収）があります。

### (2) 算定方法

保護者（父・母）のかた、または生計中心者（祖父や祖母など）のかたの市町村民税の所得割額の課税額により算定されます。

市町村民税所得割課税額とは、税額控除前の課税額から調整控除のみを引いた額になります。調整控除以外の税額控除（寄付金控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用しません。

※令和5年1月1日以前に白岡市内に住民登録されていたかたは、本市の税情報から市町村民税の所得割額を確認するため、税資料の提出は不要ですが、1月2日以降に白岡市に転入される（された）かたは下記のとおり資料の提出が必要となります。

利用月	利用者負担の算定基準	1月1日現在の住所	必要なもの
令和6年4月分から 令和6年8月分まで	令和5年度の市町村民税の所得割額	令和5年1月2日以降に白岡市に転入されたかた	令和5年1月1日時点の住所地の自治体で発行される令和5年度（令和4年分）の課税所得証明書
令和6年9月分から 令和7年3月分まで	令和6年度の市町村民税の所得割額	令和6年1月2日以降に白岡市に転入されたかた	令和6年1月1日時点の住所地の自治体で発行される令和6年度（令和5年分）の課税所得証明書

※利用者負担は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得状況を反映させる観点から年度途中で切替となります。

※住民税の申告がないかたや白岡市に転入されたかたで課税証明書等の提出がなく、所得状況が確認できない場合、最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市民税所得割額に基づく利用者負担 (令和4年1月～令和4年12月の収入から算定)						令和6年度の市民税所得割額に基づく利用者負担 (令和5年1月～令和5年12月の収入から算定)					



(3) 支払方法

施設		支払先	支払方法
保育所	公立	施設のある市町村	白岡市は口座振替、もしくは納付書 白岡市外の場合は、各市町村へご確認ください。
	私立	白岡市	口座振替、もしくは納付書
小規模保育事業所 認定こども園等		設置者	各施設にご確認ください。

※保育料の口座振替は、指定金融機関の口座振替となります。

※正当な理由なく保育料を滞納しますと、督促状が発行されるほか、児童福祉法の滞納処分を受けることがあります。また、転園申込や、きょうだいの保育所入所申込の際に減算対象となる場合があります。

(4) 利用者負担額（保育料）の月額

①-1 2号・3号認定

階層区分		利用者負担額	
		3歳児未満 (3号認定)	3歳児以上 (2号認定)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯（所得割額非課税世帯含む）	0円	
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	19,100円	
第4階層	所得割課税額 67,000円未満	23,700円	
第5階層	所得割課税額 97,000円未満	28,200円	
第6階層	所得割課税額 115,000円未満	32,000円	
第7階層	所得割課税額 133,000円未満	35,600円	
第8階層	所得割課税額 169,000円未満	40,000円	
第9階層	所得割課税額 189,000円未満	42,700円	
第10階層	所得割課税額 211,000円未満	45,100円	
第11階層	所得割課税額 247,000円未満	47,500円	
第12階層	所得割課税額 301,000円未満	50,000円	
第13階層	所得割課税額 333,000円未満	55,200円	
第14階層	所得割課税額 365,000円未満	59,200円	
第15階層	所得割課税額 397,000円未満	63,200円	
第16階層	所得割課税額 450,000円未満	65,500円	
第17階層	所得割課税額 450,000円以上	67,600円	

※年度途中で満3歳に到達したことにより、3号認定から2号認定へ切り替った場合の利用者負担額は、当該年度中は保育認定（3号認定）のままとなります。

①-2 2号・3号認定の内、ひとり親世帯

階層区分		利用者負担額	
		3歳児未満 (3号認定)	3歳児以上 (2号認定)
第2階層	市民税非課税世帯(所得割額非課税世帯含む)	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	9,000円	
第4階層	所得割課税額 67,000円未満	9,000円	
第5階層 の一部	所得割課税額 77,101円未満	9,000円	

①-3 延長料金(公立保育所の場合)

階層区分	利用時間	児童1人当たり 月額	児童1人当たり 日額
第1階層及び第2階層	午前7時から	0円	0円
その他の階層区分	午前7時30分まで	1,000円	200円

※私立保育所及び地域型保育事業の延長料金につきましては、各施設へお問合せください。

② 3歳児以上の給食費について

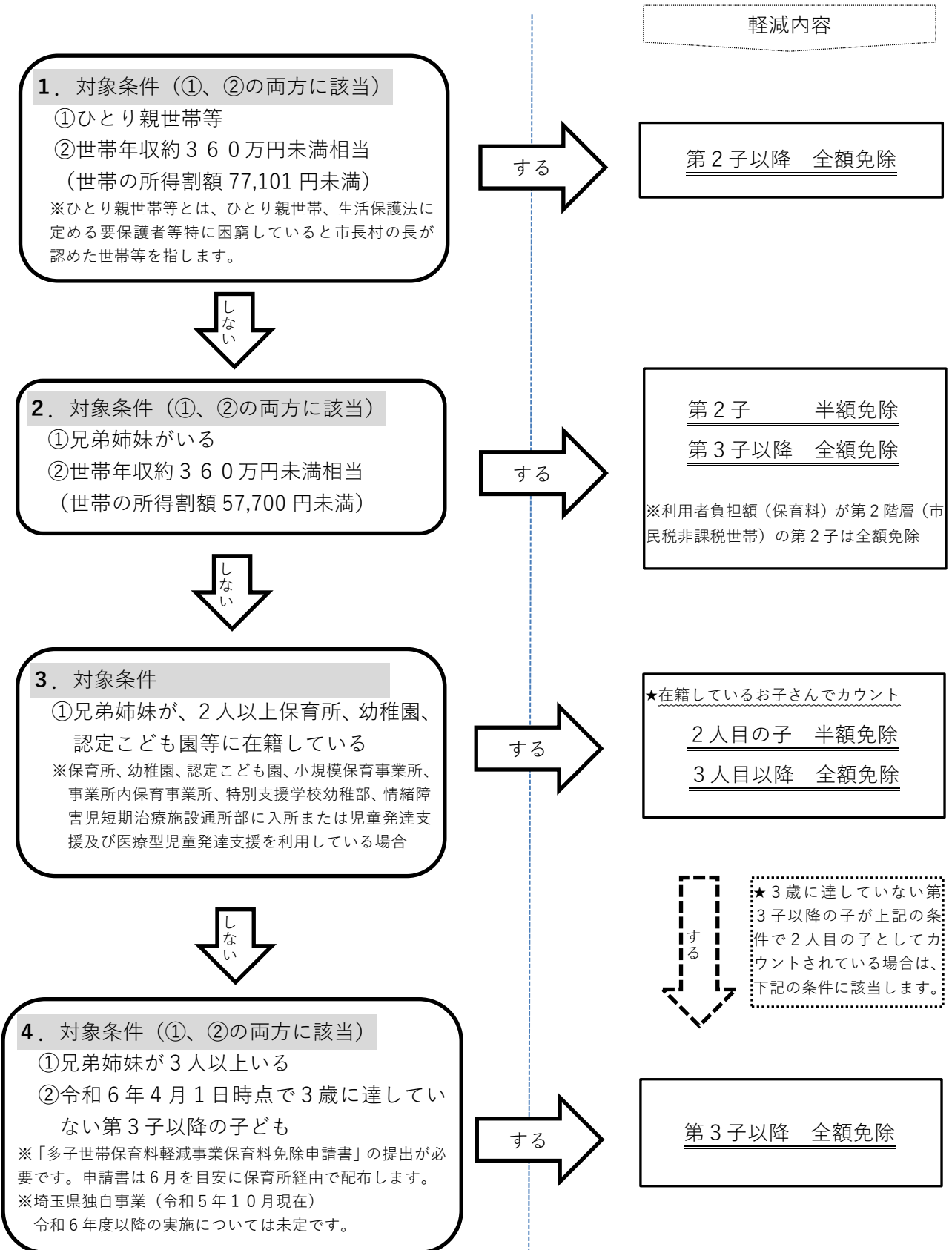
給食費は**主食費(ごはん等)**と**副食費(おかず等)**をあわせたもので、毎月負担いただくものです。

給食費	月額	減免措置	
主食費	公立：1,000円 私立：施設により異なります	公立	10日以上連続して欠席の場合⇒2分の1減額 1か月欠席の場合⇒全額免除
		私立	施設により異なります。
副食費	公立：4,500円 私立：施設により異なります。	公立	10日以上連続して欠席の場合⇒2分の1減額 1か月欠席の場合⇒全額免除
		公立 私立	年収360万円未満相当世帯⇒全額免除 同一世帯で3人以上幼稚園、保育所等に在籍している3人目以降の児童⇒全額免除  【認定こども園(教育部分)】 同一世帯で小学校3年生から数えて3人以上小学校、幼稚園等に在籍している3人目以降の児童⇒全額免除

※入所されるお子さんが、アレルギー疾患等をお持ちで、給食を利用されない場合には、給食辞退届を提出いただくことで、給食の提供を取りやめることが可能です。  
詳細については、各保育所でお問い合わせください。

(5) 利用者負担額（保育料）の軽減の案内

多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額を軽減する制度があります。次の1から順に該当するかどうかご確認ください。



### 1 3 白岡市外の保育所等を希望する場合

白岡市にお住まいのかたが、お引越しや勤務先、通勤経路上などの理由で白岡市外の保育所を希望する場合は、必ず希望する市区町村の保育所担当課に申込条件、必要書類などを確認した上で、白岡市こども保育課へ申込してください。市区町村によって、申込締切日や申込可能な条件等が異なりますので、余裕をもって申込してください。

### 1 4 白岡市外にお住まいで白岡市内の保育所等を希望する場合

白岡市外にお住まいの方が、お引越しや勤務先、通勤経路上などの理由で白岡市内の保育所等を希望する場合は、現在お住まいの市町村の保育所担当課へ申込となります。申込時に必要な書類は、お住いの市町村で申込時に必要な書類に加えて、以下の書類も提出してください。

お住いの市町村で申請時に必要な書類 + <u>必要な書類</u>	課税所得証明書（19ページ参照）
	意向確認書
	<b>【お引越しの場合必要】</b> お引越し時期、住所、名前が確認できる不動産売買契約書、 賃貸借契約書のコピー ※お引越しが実家等の場合は、すでにお住いの方が同居する旨を記した誓約書等

白岡市内へのお引越しに伴う申込の場合、お引越し後、白岡市の書式にて再度申込が必要となります。入所月の前月末までに、必ずこども保育課窓口にお越しいただき、お申込みをしてください。入所が内定していた場合、申込がないと入所取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

## 15 よくある質問

### (1) 申込・入所に関すること

No	質 問	回 答
1	早く申込したほうが有利ですか？	受付期間初日に申し込んでも、最終日に申し込んでも利用調整に影響はありません。 <u>ただし、不足書類等ある場合は受付できませんので、余裕をもって申込してください。</u>
2	希望する保育所はたくさん書いたほうがいいですか？	利用調整は、希望している保育所のみでおこないます。例えば1か所のみ希望した場合、その保育所に空きがなかったら、他の保育所に空きがあったとしても利用調整は終了となります。 入所後の送迎等を考慮し、希望する保育所を選ぶ際は十分にご確認ください。
3	現在働いていませんが、申込できますか？	できます。申込理由は「求職活動中」となります。ただし、入所が決定した場合2か月以内にお仕事を始めないと退所となります。
4	まだ生まれていませんが、申込できますか？	できません。出生後に申込ください。
5	白岡市内の保育所と併せて白岡市外の保育所も申込できますか？申込できる場合申込窓口はどこになりますか？	できます。申込窓口は白岡市となります。 保育所がある市町村へ必要な書類、申込締切日等確認してください。
6	7月で3歳になるのですが、2歳までの保育所は退所となってしまいますか？	4月1日時点での年齢でクラスが決まり、1年間同じクラスになります。年度途中で3歳になっても退所とはなりません。
7	一次審査と二次審査の違いはなんですか？	一次審査を優先に審査を行います。二次審査は、一次審査結果の空き状況によって、追加審査を行います。
8	きょうだい2人同時申込の場合、保護者の就労証明書はそれぞれに原本が必要ですか？	きょうだいどちらか1人に原本を添付すれば、もう1人はコピーで対応可能です。
9	現在幼稚園に在園していますが、夏休みだけ保育所に入園できますか？	二重在籍になるので、できません。
10	保育所入所後、就労時間が短くなくても保育所に通い続けることはできますか？	就労時間が1日4時間以上かつ週4日以上であれば可能です。

### (2) 利用者負担額（保育料）について

No	質 問	回 答
1	子どもが体調不良で、2週間ほど保育所を休みました。保育料は安くなりますか？	保育料は通所日ではなく、在籍日で算定するため、保育料は変わりません。
2	7月で3歳になりました。保育料は基準表（19ページ）のとおり0円になりますか？	保育料の区分は4月1日時点での年齢で決定するため、保育料は変わりません。
3	保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか？	保育標準時間・保育短時間のどちらの場合でも保育料は変わりません。
4	市町村民税の所得割額はどうすれば確認できますか？	課税所得証明書等で確認できます。また、 ・給与天引きの方 「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」

		<p>・自営業の方 「市民税・県民税税額決定納税通知書」でも確認できます。</p>
5	公立、私立、地域型保育事業所で保育料は違いますか？	<p>保育料の違いはありません。20ページの保育料表にて算出されます。ただし、施設によっては別途費用負担がある場合があります。</p>
6	保育料を滞納するとどうなりますか？	<p>正当な理由なく滞納すると児童福祉法による滞納処分を受けることとなります。 支払いが難しくなった場合は、こども保育課までご相談ください。</p>
7	口座振替にて保育料を支払いたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	<p>入所決定後、「口座振替依頼書」を送付いたしますので、指定金融機関にて必要な手続きを行ってください。 また、こども保育課窓口にてキャッシュカードで口座振替手続き（ペイジー口座振替受付サービス）も可能です。 <b>【指定金融機関】</b> 埼玉りそな銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、南彩農業協同組合（ペイジー不可） ※地域型保育事業所の場合は、各施設へご確認ください。</p>
8	子どもが3人いて、第3子が1歳なので22ページの4の条件「保育料全額免除」に該当するようですが、どのような手続きが必要ですか？	<p>6月を目安に、保育所経由で申請書をお配りします。必要事項を記入の上提出してください。※埼玉県独自事業であり、令和6年度以降の実施については未定です。</p>
9	その他保育料の減免等の制度はありますか？	<p>災害により住宅等に著しい損害を受けた場合など、減免または免除の制度があります。 詳しくはこども保育課までご相談ください。</p>

### (3) 給食費について

No	質 問	回 答
1	4月から公立保育所の3歳児クラスとなりますが、給食費はいくらになりますか？	<p>主食費1,000円と副食費4,500円をあわせて5,500円が月々の給食費となります。 私立保育所については各施設にて金額を設定しています。各施設へお問合せください。</p>
2	4月から第3子が私立保育所の3歳児クラスとなります。第1子、第2子が保育園に入園していますが、給食費はいくらになりますか？	<p>第3子の給食費は、21ページ的全額免除に該当しますので、0円となります。</p>

### (3) その他

No	質 問	回 答
1	保育所の見学はできますか？	<p>できます。希望する保育所に直接ご連絡して、日程調整をしてください。</p>
2	正社員とパートだと正社員のほうが有利ですか？	<p>勤務日数、勤務時間をもとに指数を決定するため、雇用形態は影響しません。</p>
3	保育を必要とする事由が2つある場合（就労と介護など）は、基準指数はどうなりますか？	<p>指数が高いほうの1つを主な理由として決定します。合算はしません。</p>